

2016年1月29日

2016年1月のインド企業結合規則の改正

弁護士 琴浦 諒 / 大河内 亮

インド競争法における企業結合規制の詳細を定める企業結合規則(Competition Commission of India (Procedure in regard to the transaction of business relating to combinations) Regulations, 2011)を改正する通達が2016年1月8日付けで公表され、即日施行されました。企業結合規則は、競争当局が企業結合による競争への影響を審査するため、一定の規模の取引を行おうとする際に取引の当事者に競争当局への事前届出の義務を課しており、今回の改正では、届出手続きに関していくつかの重要な変更がありました。

1. 企業結合規則における重要な変更

(1)買収の意図の当局への伝達を届出義務を惹起する事由から廃止し、公開買付規則における買付公告が届出を惹起する事由に

2002年競争法(Competition Act, 2002)5条に規定される企業結合に該当する企業結合を行おうとする事業者等は、当該企業結合の詳細について、インド競争委員会(Competition Commission of India)に対して事前に届出をしなければなりません(同法6条2項)。インド国内の関連市場における競争に対して相当の悪影響を及ぼすか、またはそのおそれがある企業結合は禁止されており、インド競争委員会は、届出された企業結合について、かかる悪影響の有無を判断することになります。

インド競争委員会への届出は、(i)合併に関する取締役会における承認、または(ii)取得に関する契約その他の文書の締結から30日以内にされなければなりません(2002年競争法6条2項)。

この点、従前は、上記の(ii)の「その他の文書」の締結について、そのような文書が締結されていない場合であっても、買収の意図が当局に伝達されていれば、かかる伝達の日が買収についての「その他の文書」が締結された日とみなすとされていました(旧企業結合規則5条8項第二但書)。今回の改正においては、この従前の規制が廃止され、代わりに、株式、議決権、支配の取得について公開買付規則における買付公告がされた場合に、かかる買付公告をもって「その他の文書の締結」とみなされる旨が規定されました。

従前の規定は、どのような伝達が届出義務を惹起するかについて不明確ないし広範に過ぎるとの批判があったところでした。今回の改正により、当局への伝達という要件が廃止され、買付公告という明確な指標に置き換えられた点は、規制の明確性の向上という観点から評価できるものと思われます。

(2)届出書提出における手続きの簡素化

届出書には当事者の署名が要求されますが、従前の規制では、原則として Managing Director の署名を要求しつつ、Managing Director が不在の場合には、取締役会による授権がされているその他の者でも良いとされていました(企業結合規則 9 条 1 項)。しかしながら、諸外国においては届出書の署名権限は必ずしも取締役会における授権を要せず、法令上当然に、またはその他の方法で授権されていることもあるため、従前の規制は届出書提出において過剰に手続きを煩雑にしているとの批判がありました。

今回の改正においては、常に取締役会の授権を要していた点が、単に会社により適式に授権されている者であればよいとされました。会社の規模等によっては取締役会を適時に開催することは困難な場合も多いため、今回の改正は届出書提出における当事会社の負担を軽減するものと言えます。

(3)漸増的取得に関する届出免除要件の修正

従前の規制においては、①株式等の取得者等が既に対象会社の 25%以上の株式または議決権を保有しており、50%の取得とはならない場合であって、②一事業年度における取得が5%以下である場合には、③そのような取得が取得者等による単独又は共同での支配の取得とならない限り、届出は不要とされていました(企業結合規則 4 条、別紙 1 の 1A 項)。

今回の改正においては、届出の免除が認められるための要件として②の要件が廃止されており、①と③の要件のみを満たせば、届出が免除されることになりました。これにより、届出が不要となる範囲が拡大しました。

(4)純投資目的の取得に関する届出免除要件の明確化

純投資目的または通常業務の過程での、対象会社の 25 パーセント未満の株式または議決権の取得であって、対象会社の支配を取得しないものは、届出が免除されています(企業結合規則 4 条、別紙 1 の 1 項)。もっとも、何が純投資といえるかについては、必ずしも明確ではありませんでした。

今回の改正においては、対象会社の 10%未満の株式または議決権の取得は、純投資目的の取得として取り扱われる旨を明確にしました(同 Explanation)。もっとも、この例外規定の適用を受けるためには、取得者は、保有する割合に応じて対象会社の通常の株主が行使できる権利のみが行使できるものでなければならず、また、取得者は対象会社の取締役会のメンバーであってはならず、取締役を指名する権利や意図を有する者や対象会社の経営に関与しようとする者であってはならないとされています。そのため、10%未満の株式または議決権の取得であっても、たとえば株主間契約等が締結され、同契約上、取締役の派遣等が合意されている場合には、本例外規定の適用を受けることはできません。

(5)届出書の内容の正確性についての宣誓

届出書を提出する際の届出様式において、届出書の内容が正確であること等について、当事者が宣誓することが求められるようになりました(企業結合規則の各届出様式)。

従前の規制においても、届出様式には同趣旨の文言がありました。今回の改正においては表現が verify から declare に変更されました。また、虚偽の情報の届出や情報提供に関する制裁を規定した 2002 年競争法 44 条、45 条の規定を認識している旨を表明する必要があります。インドの競争当局は届出における情報の正確性について、より意識を高めることを当事者に求めているものと言えるでしょう。

(6)届出書を無効とする際の聴聞の機会の付与

インドの競争当局は、審査期間中いつでも不完全な届出等瑕疵のある届出を無効とすることができます(企業結合規則 14 条 2A 項)。この点、従前の規制においては、当事者に弁明の機会を与えることは一切要求されていませんでした。

今回の改正においては、インドの競争当局は、届出を無効とする前に当事者に聴聞の機会を付与することができることとなりました。容易に補正可能な瑕疵を理由に突然届出を無効とされる機会を減少させるものと思われませんが、聴聞の機会を与えるかは当局の裁量とされている点には留意が必要です。

2. まとめ

上述の改正は、企業結合の届出をすべき場合の明確化、届出に関する当事者の負担の軽減を指向するものといえ、インドの会社の株式等を取得しようとする日系企業や投資家には概ね歓迎すべき改正と言えるでしょう。一方で、届出書における内容の正確性については、インドの競争当局は以前よりも神経を尖らせており、不正確な届出については届出が無効とされたり、制裁が課せられたりするリスクが高まっている点に留意して、届出書は慎重に作成すべきです。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、ryo.kotoura@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins11.html>にてご覧いただけます。

**ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com